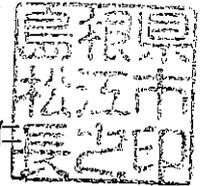


松江市告示第 138 号

松江市私道整備助成事業補助金交付要綱（平成 22 年松江市告示第 154 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 任



次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前								
<p>(補助金交付の対象となる私道)</p> <p>第 3 条 補助金交付の対象となる私道は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから市長が決定する。</p> <p>(1) 不特定多数の者及び車両の<u>一般交通</u>の用に供しているもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(補助金交付の目的等)</p> <p>第 4 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、<u>補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">終期</td> <td>令和 6 年 3 月 31 日</td> </tr> </table> <p>2 前項の表中、路面の補修工事については、<u>現物支給することができる</u>。</p>	略		終期	令和 6 年 3 月 31 日	<p>(補助金交付の対象となる私道)</p> <p>第 3 条 補助金交付の対象となる私道は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから市長が決定する。</p> <p>(1) 不特定多数の者及び車両_____の用に供しているもの</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(補助金交付の目的等)</p> <p>第 4 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容及び補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">終期</td> <td>令和 5 年 3 月 31 日</td> </tr> </table> <p>2 前項の表中、路面の補修工事については、<u>現物支給することができるものとする。</u></p>	略		終期	令和 5 年 3 月 31 日
略									
終期	令和 6 年 3 月 31 日								
略									
終期	令和 5 年 3 月 31 日								

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。